

気象警報および交通機関運行停止に伴う措置

運用開始日：平成27年10月9日（金）

◆「暴風警報」発令の場合

大阪市に「暴風警報」が発令されている場合は、下記の措置を講じる。

1. 午前6時30分までに解除の場合・・・平常通り授業
2. 午前6時30分現在発令中で、午前11時までに解除の場合・・・午後1時登校(第5限より授業)
土曜日の場合は休校
3. 午前11時現在も発令中の場合・・・休校
4. 大阪市以外に「暴風警報」が発令された場合、当該地域より通学する生徒には上記の措置を適用する。
この場合、欠けた授業は出席として取り扱う。

◆交通機関運行停止の場合

阪神本線およびJR東西線がともに運行停止の場合は、下記の措置を講じる。

1. 午前6時30分までに運行再開の場合・・・平常通り授業
2. 午前6時30分現在も運行停止中で、午前11時までに再開の場合・・・午後1時登校(第5限より授業)
土曜日の場合は休校
3. 午前11時現在も運行停止の場合・・・休校
4. 阪神本線あるいはJR東西線のいずれかが運行し、他の交通機関が運行停止の場合・・・平常通り授業
可能な交通手段で登校すること。この場合、遅刻で欠けた授業は出席として取り扱う。

◆定期考査日に「暴風警報」発令、または交通機関運行停止の場合

大阪市、北大阪、東大阪および阪神のいずれかの区域に「特別警報」あるいは「暴風警報」が発令されている場合、または阪神本線あるいはJR東西線のいずれかが運行停止の場合は、下記の措置を講じる。

1. 午前6時30分までに解除の場合、または運行再開の場合・・・平常通り考査実施
2. 午前6時30分現在も発令中、または運行停止中の場合・・・休校
その日の考査科目は定期考査最終日の翌日に実施する。

◆「特別警報」発令の場合

大阪市に「特別警報」が発令されている場合は、下記の通りの措置を講じる。

1. 午前6時30分の時点で発令されている場合・・・休校
「特別警報」が発令された場合、数十年に一度の非常に危険な状況にあるので、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
2. 大阪市以外に「特別警報」が発令された場合でも当該地域より通学する生徒は上記の措置を適用する。
この場合、欠けた授業は出席として取り扱う。

◆その他

「特別警報」、「暴風警報」発令および交通機関運行停止の場合の緊急措置は上記を基本とするが、通学路が危険であると判断される場合や交通機関の混乱で登校が困難な場合は、学校（担任）に連絡をしてください。緊急措置等のお知らせは本校ホームページ、はなまる連絡帳掲示板に掲載すると同時に緊急連絡メール（はなまる連絡帳登録者のみ）でもお知らせします。

- ◎本校電話 : 06-6472-2281
◎本校ホームページ : <http://www.koubun.ed.jp/>
◎はなまる連絡帳掲示板 : <http://www.koubun.renrak.mobi/>